

## 01 チャレンジ応援事業の主な要件

以下の要件を全て満たす方が対象です

### ①対象者の要件

- ・出店予定地は商店街内または中心市街地である
- ・この補助金を受けたことがない。もしくは前回の利用から10年以上経過している
- ・市税を滞納していない
- ・現在営んでいる事業について、確定申告を行っている
- ・その他市長が不適当と認める事業者でない

### ②業務・店舗に関する要件

- ・飲食店または小売業での新店出店、業種・業態転換、新規分野進出である
- ※「バー、キャバレー、ナイトクラブ」並びに「深夜酒類提供飲食店営業の届出の対象となる店舗」除く
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に規定する業務ではない
- ・店舗面積が200㎡未満である

## 02 補助金の内容

●補助金額：工事費の2分の1の金額を補助（消費税は対象外）、上限50万円

！

- ・建物に付属しない備品類（イス、机など）は対象外
- ・補助金の交付決定後に工事に着手し、年度末までに実績報告までの手続きを完了することが必要
- ・補助対象経費が50万円以上の工事であること

## よくあるご質問

Q

中心市街地とは  
どこの地域ですか？

▼

A

茨木市中心市街地活性化  
基本計画に定められてい  
る地域です（HP参照）。

Q

工事が年度内に終わりません。  
補助対象になりますか？

▼

A

なりません。工事は年度内に  
必ず完了し、実績報告までを  
年度内に行ってください。

Q

工事業者が変更になった。  
市への報告は必要？

▼

A

必要です。工事の着工日  
までに変更承認申請書を  
提出してください。

茨木市小売店舗改築（改装）事業

チャレンジ応援事業

飲食店・小売業における中心市街地・商店街への

# 新店出店等を応援します！

補助対象経費が50万円以上で、  
補助金の交付決定後に着手した工事※に

最大  
**50万円** 補助します

建物に付属しない備品類は除く

※その他対象要件あり、詳細は裏面をご覧ください

！

既に工事に着工されている場合は対象外です

！

憧れの  
2号店を  
オープン！

新規分野に  
思い切って  
チャレンジ！

現在の  
業種・業態を  
変えてみる！

制度の詳細は  
こちらから



飲食店・小売業における、中心市街地・商店街に「新店出店」「新規分野進出」「業種・業態転換」をする方が対象となります。

※支給対象・要件など詳細は裏面をご覧ください→

問合せ先

茨木市 産業環境部  
商工労政課 商工振興係

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8-13  
Tel072-620-1620  
E-mail:syokorosei@city.ibaraki.lg.jp

次なる  
茨木へ。



# チャレンジ応援事業の手続きの流れ



## STEP1

### 事業の要件確認・事業計画書の作成

1

#### 商工労政課で事業の要件を確認

市役所窓口にお越しいただくか、お電話ください。

2

#### 事業計画書を作成

お持ちの見積書や決算書をもとに、ご自身で計画書を作成します。

3

#### 中小企業経営アドバイザーによる面談（1～2回程度、要予約）

中小企業経営アドバイザーと事業計画書等のブラッシュアップをします。



面談開始（STEP1）から交付決定（STEP3）まで約1か月～1か月半程度かかります。

## STEP2

### 申請書類提出・工事前の現場確認

1

#### (1)～(12)の交付申請書類を揃えて提出

(1)～(5)の書類は市所定の様式をお渡しします。

(1)交付申請書（様式第1号） (2)事業計画書 (3)収支予算書 (4)賃借人の場合は、改装に係る貸主の同意書 (5)暴力団排除措置に関する誓約書 (6)建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書のコピー (7)工事の見積書（工事の明細が記載されているもの） (8)施工前の物件の現況図面及び施工予定箇所の写真(10枚程度) (9)市税の納税証明書（非課税の場合は非課税証明書） (10)営業に必要な資格及び許認可を証する書面 (11)確定申告書の控えのコピー（法人：決算報告書類一式） (12)法人のみ：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

2

#### 市職員による工事前の現場確認

市職員が工事前の現場確認に伺います（工事予定箇所の写真を撮影）。

## STEP3

### 工事・工事後の現場確認

1

#### 審査後に交付決定通知書を送付、工事に着手

STEP2の申請書類提出後、審査には7～10日程度要します。**必ず市から交付決定の通知があった後に工事に着手してください。**また、工事完了後は1か月以内に実績報告を行っていただく必要がありますので、速やかに市に連絡してください。



決定した工事内容や業者に変更があれば速やかに変更申請書を提出し、承認後に工事に着手してください。提出がない場合、補助金額が減少する場合があります。

2

#### 市職員による工事後の現場確認

市職員が工事後の現場確認に伺います（工事後の写真を撮影）。

## STEP4

### 実績報告・請求書類の提出

1

#### (1)～(5)の実績報告書類を提出

(1)～(3)の書類は市所定の様式をお渡しします。

(1)実績報告書（様式第5号） (2)収支決算書 (3)工事完了証明書（様式第6号） (4)工事代金の支払いを証する書面 (5)工事完了後の建物の現況図面及び工事施工完了箇所の写真（10枚程度）

2

#### 市から確定通知書を送付、請求書を提出

実績報告書類提出後、審査を行い（7～10日程度）、補助金額が確定したら通知書を送付します。その後、(1)交付請求書（様式第8号）・(2)口座振替依頼書を提出してください。